

内藤・日吉地域 防災まちづくりニュース

発行 内藤・日吉地域連合防災会 令和元年冬号 No.12

しの備くんの知識備蓄シリーズ



～地震、竜巻、台風などでの大規模災害～

被災した場合に役立つ生活再建の法律や制度の知識を紹介するシリーズの第1の巻では、「り災証明書」を取得することの大切さを紹介しました。今回の備えんじゃ家に伝わる生活再建極意の書・第2の巻は、災害弔慰金など返済する必要のない給付金のうち住家の被害程度に応じて支給される「被災者生活再建支援金」を取り上げます。

● 第2の巻 被災者生活再建支援金



ポイント1 半壊の涙、境界の明暗

被災者生活再建支援金の支給根拠法は被災者生活再建支援法ですが、この法律は〈同一市町村で全壊住家が10世帯以上ある場合〉など大規模災害にだけ適用されます。半壊や一部損壊住家が大半で全壊住家が10世帯未満は、適用の対象外となります。例えば、竜巻で全壊住家が国分寺市内2世帯、隣接する国立市内が15世帯の場合は、この法律が適用されるのは10世帯以上の全壊被害があった国立市だけです。2世帯全壊の国分寺市には適用されません。〈半壊の涙、境界の明暗〉という言葉が語られる所以です。



ポイント2 支給金の最大限度額は300万円

全壊住家が10世帯以上となり被災者生活再建支援法が適用されたとしても、支援金を実際に受け取れる世帯は「全壊」、「大規模半壊」、「半壊住家をやむを得ず解体した場合」、「長期避難世帯」に限られます。また、住家の被害程度に応じた「基礎支援金」と、住家の再建方法に応じた「加算支援金」を合わせた最大支給額は300万円が限度となります。2ページの〈表1〉を参考にしてください。

表1)

※「基礎支援金」と「加算支援金」を合わせて最大支給限度額は **300万円**

基礎支援金(被害程度に応じて支給する支援金)		+	加算支援金(再建方法に応じて支給する支援金)	
・全壊	100万円		・建設・購入	200万円
・大規模半壊	50万円	・補修	100万円	
・解体	100万円	・賃借 ※公営住宅以外	50万円	
・長期避難	100万円			



ポイント3 重要な「り災証明書」の被害程度判定

被災者生活支援金の支給額に関係する住家の被害程度は、り災証明書に記載されますので判定基準にも少し触れることにします。4つの基準に区分されています。損壊部分が住家の延べ床面積の70%以上で、住家の主要構成要素の経済的被害割合50%以上が「全壊」となります。損壊床面積が50%以上70%未満、経済的被害割合が40%以上50%未満は「大規模半壊」、大規模半壊と数値的に少しダブりますが損壊床面積が20%以上70%未満、経済的被害割合が20%以上50%未満は「半壊」、半壊未満の損壊床面積、損害割合が「一部損壊」となっています。

ただし、1次調査での「半壊」判定が、2次調査で「全壊」判定になったケースもあります。り災証明の認定に不服がある場合は、再調査を依頼することができますので、頭の片隅に置いておくことをお勧めします。

また、一部損壊住家は支援金の支給対象外でしたが、屋根などに多くの被害をもたらした今年の台風15号を契機に新たな恒久制度として上限額30万円が支給されることになりました。これは災害救助法の応急修理制度が拡充されたもので、被災者生活再建支援法を補完する形になりました。



ポイント4 被災建物応急危険度判定は別もの

勘違いしそうなので被災建物応急危険度判定にも触れておきます。この応急危険度判定は余震による倒壊の危険性などの2次災害を防ぐためのもので、地震などの災害が発生した直後に緊急に行われます。り災証明書を受けるための被害認定とはまったく別ものです。

応急危険度判定が実施された建物には、「危険(赤)」、「要注意(黄)」、「調査済(緑)」のステッカーが貼られます。また、「危険」の赤色ステッカーが貼られても、「全壊」と認定されるわけではありません。ご注意ください。

(文:石井 仁)

横浜市民防災センターバス研修会 報告



秋晴れの11月12日にバス研修会を開催しました。当日は36名の参加者でしたが、バスが発車してすぐにおひとりが体調不良で下車されたので35名の参加となりました。バスは、東日本を中心に大きな被害をもたらした台風19号(10/12)の爪跡が残る多摩川沿いを走り第三京浜を抜けて横浜市民防災センターに到着しました。

防災センターでは4つの体験コーナーで研修が行われました。まず火災シミュレーターでは火災発生時の通報や消火器による初期消火、そして煙の充満した部屋からの避難を体験しました。次に減災トレーニングルームで地震発生時および豪雨発生時の室内でどう行動するかを体験しました。



次に災害シアターで首都圏で30年以内に震度7以上の大きな地震の発生する確率が70%と言われる中、事前にどのような準備が必要かを勉強しました。最後に地震シミュレーターで、関東大震災、阪神淡路大震災の震度を体験しました。横浜市民防災センターでの研修終了後は横浜中華街に移動し、それぞれおなかを満たし帰路につきました。



(文:荒川 隆二 写真:荒川 隆二・佐藤 孝)

日吉町地域安全センターとは？(11月15日実施の五小エリアまち歩きでの参加者の疑問)



五小通りの交番のような建物をご存知ですか？

正式名称は「日吉町地域安全センター」です。

警察官 0B の交番相談員が2名で、交代で駐在しています。(週に1日は不在の日もあります。)

地域安全センターの入口は24時間施錠はされていません。不在の場合でも中に入ると、パソコン画面が小金井警察署につながっており、相談できる仕組みになっています。AEDも配置されています。

日吉町町内会の防犯パトロール、西恋ヶ窪3丁目自治会の防犯パトロールの活動拠点にもなっています。

台風19号時の国分寺市の対応について

台風19号が10月12日から13日にかけて関東地方に接近しました。

国分寺市では12日の午後3時に地区防災センターが開設され、翌13日の午前8時に閉鎖されるまで641人の避難者が利用しました。

内藤・日吉地域では五小27人、九小20人、内藤地域センター7人という利用状況でした。風水害により市が避難勧告等を発令する場合、緊急的に「内藤地域センター」に避難場所を設置します。(地震の際は二次避難所のため、使用制限があります。)

地震への対策と風水害への対策の違いを実感した二日間でした。今回の市の対応、そして私たち個人の行動での気づきや振り返りをして、今後の防災活動に生かしたいものです。

防災会からのご案内

「内藤・日吉地域連合防災会 地区防災計画」が完成しました。

概要版(A4サイズ・中折れ4ページ)が自治会を通しての配布となります。各家庭で防災情報の確認などに使用できるように保存をお願いします。



井戸端会議(30分程度)

★なかよし公園・内藤橋公園

毎月第1火曜日10時から

★ポプラ公園

毎月最終日曜日10時から

今後の予定...

令和2年1月14日(火)新年会 13時~国分寺リオンホール

令和2年1月18日(土)五小避難所運営訓練

編集担当 大槻 美奈子

防災まちづくりニュースおよび防災会へのお問い合わせは、
内藤・日吉地域連合防災会会長 龍神 瑞穂(090-2533-3435)まで